

## 県による市町村への第三者行為関連情報の提供について

千葉県では、県内市町村（国民健康保険）における第三者求償事務の取組強化の一環として、衛生指導課との連携のもと、同課が公表した食中毒関連情報をメールマガジンにより県内市町村に配信し、第三者行為把握のための参考情報として提供することとしました。

※千葉県・船橋市・柏市において発生した食中毒事故は、本提供の対象外

## 1 趣 旨

- 第三者求償事務の取組強化は、国民健康保険の給付適正化のための重要取組課題となっており、市町村は保険者として計画的に取組を実施し、都道府県はこれを支援する役割が期待される。
- 保険者努力支援制度（都道府県分）においては、都道府県による市町村の取組への支援に係る評価指標として、「都道府県が設置する県立病院や保健所等の機関が第三者行為に関する情報を市町村に提供している又は提供予定としている場合」が設定されているが、千葉県はこれまで加点できていなかった。
- さらなる指標達成・配点獲得で交付額を増すことにより、県内被保険者の保険料負担のさらなる減少につながられることから、千葉県でも早期に提供体制の構築を図るもの。
- 食品衛生法に基づく食中毒事件情報を所管する衛生指導課との連携により、千葉県として当該情報を第三者求償事務の参考情報として市町村に提供する体制を構築する。

## 2 千葉県による市町村への情報提供体制（令和元年9月以降の開始を予定）

- 衛生指導課所管のメールマガジン「チーバくん食の安全・安心情報メール」を活用する。
- 保険指導課から衛生指導課宛てに県内市町村（国民健康保険主管課）のメールアドレスを提供し、「チーバくん食の安全・安心情報メール」へ一括して登録する。  
※登録するメールアドレスについては、9月中に県内市町村あてに別途照会する予定
- 衛生指導課は、食中毒事件情報を公表した都度、「チーバくん食の安全・安心情報メール」を通じて速やかに県内市町村宛てに配信する。  
【提供情報】公表年月日、原因施設を所管する保健所の名称、病因物質、患者数  
詳細情報を掲載する千葉県ホームページのアドレスリンク
- 市町村では、配信された情報を必要に応じて第三者求償事務の参考情報として活用する。

## 第三者行為関連情報の市町村への提供に係る事務実施要領

令和元年 7月25日

健康福祉部保険指導課

健康福祉部衛生指導課

### (目的)

- 1 この要領は、衛生指導課（以下「甲」という。）が県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く。）の食中毒発生に伴い公表した情報について、第三者行為に関連する情報として保険指導課（以下「乙」という。）及び県内市町村（以下「丙」という。）に提供する場合において、提供に係る事務の手順、提供の対象となる情報の細目その他の実施要領を定めることを目的として策定するものである。

### (用語の説明)

- 2 この要領における第三者行為とは、県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く。）食品関連施設を原因施設とする食中毒で、国民健康保険の保険者たる丙と被保険者以外の者（以下「第三者」という。）の行為によって生じたものをいう。
- 3 この要領における第三者行為求償事務とは、被保険者が第三者行為によって医療機関を受診した際に、国民健康保険法第64条第1項の規定により、保険者たる丙が行う保険給付と被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権とを調整し、丙が第三者に対して、被保険者より代位取得した範囲内で損害賠償を請求することをいう。

### (情報の提供依頼)

- 4 乙は、丙における第三者行為が疑われる医療給付の適時適切な発見・把握に向けた参考情報とするため、乙及び丙において第三者行為求償事務を担当する者の連絡先メールアドレスを甲に提供し、甲が所有する食中毒の発生に伴い公表した情報について、第三者行為関連情報として当該メールアドレス

への電子メールの送信により乙及び丙に提供するよう依頼する。

(情報の提供方法)

- 5 甲は、乙及び丙において第三者行為求償事務を担当する者の連絡先メールアドレスを乙から提供されたときは、当該メールアドレスを甲が管理する食中毒情報等のメール配信システム「チーバくん食の安全・安心情報メール」に遅滞なく登録するものとする。
- 6 甲は、食中毒の発生に伴い公表した情報について、速やかに「チーバくん食の安全・安心情報メール」を通じて電子メールで配信することにより、乙及び丙に提供するものとする。

(情報の内容)

- 7 甲が乙及び丙に提供する情報の内容は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 公表年月日
  - (2) 原因施設を管轄する保健所の名称
  - (3) 病因物質
  - (4) 患者数
  - (5) その他詳細情報を公表する千葉県ホームページへのアドレスリンク

(目的外使用の禁止等)

- 8 乙は、丙が甲から提供を受けた情報について、情報の目的外使用の禁止及び漏洩の防止に十分留意した取扱いがなされるよう、丙に対して必要な指導監督を行うものとする。

(協議)

- 9 この要領に定めのない事項及び事務内容の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議の上決定する。

附 則

この要領は、令和元年 7月25日から施行する。